

建築行政の近況報告（単体規定関係）

国土交通省住宅局

建築指導課長

井上 勝徳

1	構造計算書偽装問題で明らかになった課題への対応	5
2	建築士法の一部改正概要及び施行状況	9
3	建築基準法の一部改正概要及び施行状況	17
4	建築基準法の見直しに関する検討会	33
5	指定確認検査機関及び建築士等の監督、処分について	43
6	昇降機、遊戯施設等の安全確保について	59
7	住宅・建築物の耐震改修の促進について	73
8	「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」等に ついて	83
9	建築行政共用データベースシステムについて	89

1 構造計算書偽装問題で明らかになった課題への対応

構造計算書偽装問題で明らかになった課題への対応

構造計算書偽装問題等で明らかになった課題

建築行政の課題

- **建築確認・検査の課題**
 - ・ 複数の特定行政庁、指定確認検査機関において偽装が見逃された
 - ・ 今回の偽装の一部は、迅速な審査で偽装を見破ることは困難
 - ・ 建築士が設計を行うことで審査省略される木造住宅において構造耐力上の違法行為があった

- **指定確認検査機関の課題**
 - ・ 指定確認検査機関の要件強化が必要
 - ・ 指定確認検査機関の監督強化が必要

建築士制度の課題

- **建築士の資質・能力の課題**
 - ・ 元請建築士の能力不足 等
- **建築設計の専門分化の課題**
 - ・ 構造・設備設計の専門分化が進み、設計者の責任分担が不明確
- **建築士事務所の課題**
 - ・ 重層的な業務実施体制が常態化し、建築士事務所の業務適正化が必要
- **違法行為に対する罰則等の課題**
 - ・ 違法行為に対する罰則等が不十分

消費者保護の課題

- **瑕疵担保責任履行の実効性の課題**
 - ・ 住宅品確法により、売主等に対し、10年間の瑕疵担保責任が義務付けられたが、売主倒産時に、これが履行されず、住宅所有者が極めて不安定な状態におかれた

I. 建築基準法等の一部改正(第164回通常国会)

- ◆ **建築確認・検査の厳格化 [H19.6.20施行]**
 - ・ 高度な構造計算を要する一定高さ以上等の建築物について、構造計算適合性判定の義務付け
 - ・ 3階建て以上の共同住宅について中間検査の義務付け
 - ・ 建築確認・検査の指針の策定及び公表
- ◆ **指定確認検査機関の業務の適正化 [H19.6.20施行]**
 - ・ 指定要件の強化(損害賠償能力、公正中立要件等)
 - ・ 特定行政庁に立入検査権限を付与
 - ・ 指定確認検査機関に関する情報開示(監督命令等)

- ◆ **建築士等の業務の適正化 [H19.6.20施行]**
 - ・ 名義貸し、違反行為の指示等の禁止
 - ・ 確認申請書等に設計を担当した全ての建築士の氏名等の記載を義務付け
 - ・ 建築士事務所の業務実績、所属建築士の氏名等を毎年度知事に報告、知事による当該書類の閲覧
- ◆ **罰則の強化等 [H19.6.20施行]**
 - ・ 建築士等に対する罰則の大幅な強化 等
 - ・ 処分を受けた建築士の氏名及び建築士事務所の名称等の公表

- ◆ **住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示 [H18.12.20施行]**
 - ・ 宅建業者等に対し、契約締結前に保険加入の有無等について相手方への説明を義務付け

II. 建築士法等の一部改正(第165回臨時国会)

- ◆ **小規模木造住宅に係る構造関係規定の審査省略見直し**

[設計者等向け講習会を実施。一定の周知期間をおき、設計者等が内容を十分に習熟した後、施行予定]
- ◆ **建築士の資質・能力の向上 [H20.11.28施行]**
 - ・ 建築士に対する定期講習の受講義務付け 等
- ◆ **高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化 [H21.5.27施行]**
 - ・ 構造設計一級建築士等による法適合チェック義務付け
- ◆ **設計・工事監理業務の適正化等 [H20.11.28施行]**
 - ・ 管理建築士の要件強化、重要事項説明の義務付け等
 - ・ 一定の建築設計等について一括再委託の全面的禁止
 - ・ 建築士名簿の閲覧
- ◆ **団体による自律的な監督体制の確立 [H21.1月5日施行]**
 - ・ 建築士事務所協会等の法定化 等

III. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(第166回通常国会)

- ◆ **住宅の売主等の瑕疵担保責任履行の実効を確保するための資力確保措置の義務付け等**
 - ・ 保険や供託の仕組みを活用した資力確保の義務付け [H21.10.1施行]
 - ・ 住宅瑕疵担保責任保険法人の指定 [H20.4.1施行]
 - ・ 保険契約に係る住宅の紛争処理体制の整備 [H20.4.1施行]

2 建築士法の一部改正概要及び施行状況

建築士法等の一部を改正する法律について (平成18年法律第114号、平成18年12月20日公布)

目的

建築士の資質・能力の向上、高度な専門能力を有する建築士の育成・活用、
設計・工事監理業務の適正化等を図り、

耐震偽装事件により失われた
建築物の安全性及び建築士制度に対する国民の信頼を回復

主な改正内容

1. 建築士の資質、能力の向上
(H20.11.28施行)

- ◆ 建築士事務所に所属する建築士に対する定期講習の受講義務付け
- ◆ 建築士試験の受験資格の見直し
 - ・ 学歴要件の見直し
 現行: 所定の学科卒業
 ↓
 改正: 指定科目の履修
 - ・ 実務経験要件の適正化
 原則として、設計・工事監理業務に関する実務に限定

2. 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化
(H21.5.27施行)

- ◆ 一定の建築物について、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士による法適合チェックの義務付け
 - ※ 一定の建築物について
 <構造設計の場合>
 - ・ 高度な構造計算(保有水平耐力計算、限界耐力計算等)が義務付けられる一定規模以上の建築物(鉄筋コンクリート造高さ20m超、鉄骨造4階建て以上、木造高さ13m超又は軒高9m超等)
 <設備設計の場合>
 - ・ 階数が3以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物

3. 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示
(H20.11.28施行)

- ◆ 建築士事務所を管理する管理建築士の要件強化
- ◆ 管理建築士等による設計・工事監理契約締結時の重要事項説明の義務付け
- ◆ 一定の共同住宅の設計・工事監理の一括再委託(丸投げ)の禁止
- ◆ 建築士名簿の閲覧の実施

4. 団体による自律的な監督体制の確立
(H21.1.5施行)

- ◆ 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会の法定化
- ◆ 建築士会、建築士事務所協会等による建築士等に対する研修の実施

構造設計一級建築士／設備設計一級建築士制度の円滑施行について

<構造設計一級建築士の関与が必要な建築物>

- ・鉄筋コンクリート造高さ20m超
- ・鉄骨造4階建て以上
- ・木造高さ13m超又は軒高9m超 等

<設備設計一級建築士の関与が必要な建築物>

- ・階数が3以上、かつ、床面積5,000㎡超

<資格者の確保>

○構造／設備設計一級建築士講習修了者数等

	修了者数	対象建築物の件数（概数）
構造	8,263人	約14,000件/年※1
設備	3,702人	約1,200件/年※2

※1:平成21年度のピアチェック申請件数

※2:法施行後の設備設計一級建築士の関与対象物件実態調査を基にした参考値

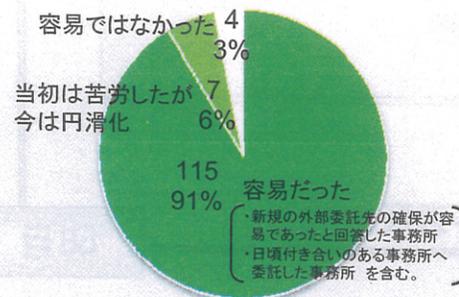
<サポート体制の充実>

- 法適合確認に関するテキスト、留意事項の解説等を作成、公開
- 全国約12万強の建築士事務所へハガキ・パンフレット等を送付し、制度周知 [平成20年8月、9月、11月、平成21年3月、11月、平成22年3月の計6回]
- 審査者向け講習会 [2回、475名]、設計実務者向け講習会 [6回、1,870名] を実施 (平成21年4月～5月)
- 講習会内容をインターネット上で配信(～現在) [14,244アクセス(平成22年9月末時点)]
- 都道府県サポートセンターを設置(全47都道府県)、資格者名簿を公開
- 協力事務所リストをホームページで公開 [構造1,015 設備346 (平成22年9月末時点)]

<法適合確認業務の実態>

○アンケート調査(平成22年2月～3月)

〔法適合確認(構造)の外部委託先の確保について〕



(母数:126事務所)

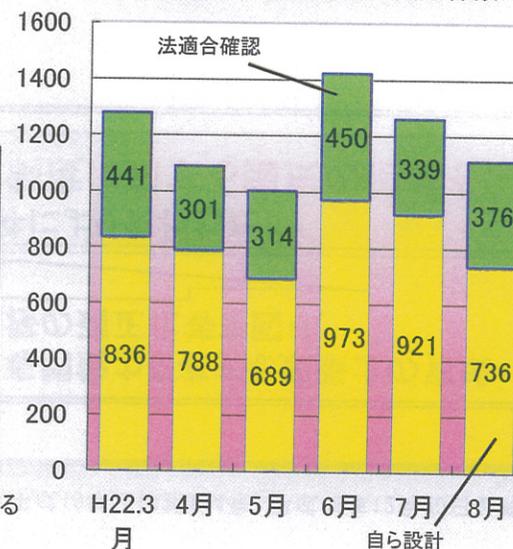
※設備設計一級建築士の場合も概ね同傾向

〔構造設計一級建築士が関与することの効果〕

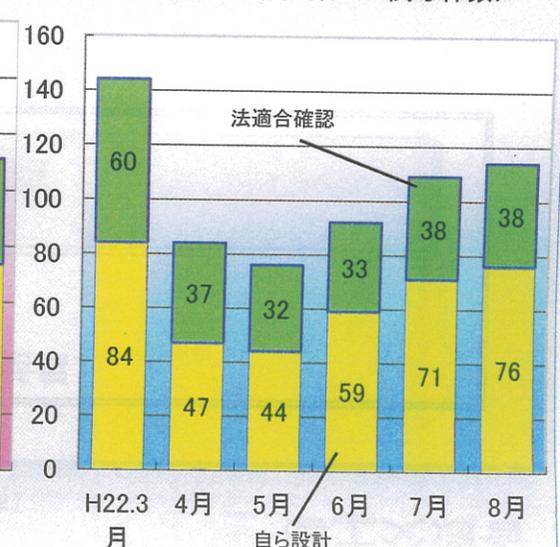
設計全体の質の向上	66 (40%)
建築主へ安全性の説明が可能	56 (34%)
より高度な構造設計にチャレンジ可能	28 (17%)
確認申請時の指摘事項が減少	24 (15%)
その他	49 (30%)

(母数:法適合確認(構造)を求めたことのある164事務所。重複回答あり)

<構造設計一級建築士の関与件数>



<設備設計一級建築士の関与件数>



改正建築士法の円滑な施行に向けた取組みについて

(1) 改正建築士法の周知

- ① 建築士制度に関係する団体(日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会等)からなる新・建築士制度普及協議会を平成20年5月に設立(平成21年1月、法人化。一般社団法人 新・建築士制度普及協会に。)
- ② 新・建築士制度普及協会において、建築士法改正関連のホームページの設置、講習会の開催、パンフレット等の作成、建築設計サポートセンターへの支援等を実施
- ③ 都道府県、地方整備局等及び関係団体の窓口等で、改正概要、重要事項説明、構造／設備設計一級建築士制度、業務報酬基準、工事監理ガイドラインに関するパンフレット・テキスト等を配布 [計450万部]
- ④ 周知のためのハガキ・パンフレット等を、新・建築士制度普及協会を通じて、全ての建築士事務所(約13万事務所)に送付(H20年8月,9月,11月,H21年3月,11月, H22年3月の計6回)
- ⑤ 新・建築士制度普及協会や関係団体において、改正建築士法に係る講習会を実施
- ⑥ 政府広報(テレビ、ラジオ各1番組)、一般紙新聞広告(全国5紙、地方47紙)等により、国民一般向けに広く周知を実施

(2) 建築士試験の受験資格の見直し

- ① 現在受験資格を有する全ての教育課程(3,179課程)に対し、郵送等による周知を図るとともに、全国7都市において説明会を実施
- ② (財)建築技術教育普及センターにおいて、指定科目に該当するかどうかの確認を実施 [確認申請意向のある1,184課程のうち1,142課程が申請済。うち1,072課程を確認済](平成22年8月31日現在)



・(財)建築技術教育普及センターにおいて、未申請の42課程について電話による意向確認を網羅的に実施

(3) 構造／設備設計一級建築士制度

① (財) 建築技術教育普及センターが、構造／設備設計一級建築士講習を実施

	修了者数	対象建築物の件数 (概数)
構造	8,263人	約14,000件/年 ※1
設備	3,702人	約2,000件/年 ※2

※1:平成21年度のピアチェック申請件数

※2:設備設計一級建築士の関与対象物件実態調査をもとにした参考値

② 都道府県・政令市及び民間確認検査機関の審査者向けに、資格者の法適合確認等についての説明会を実施 [2回、475名]

③ 新たな仕組みである法適合確認制度の講習会を実施(平成21年4月下旬～5月) [6回、1,870名]
 受講内容はインターネット上で配信(～現在) [14,244アクセス (平成22年9月30日時点)]

④ 必要な技術者の地域的な偏在に対応し、都道府県の協力のもと、関係団体による技術者の紹介等のサポート体制を整備
 [全47都道府県] [協力事務所の登録数 構造:1,015、設備:346(平成22年9月30日時点)]

⑤ 過去の関与対象物件の元請け建築士事務所に対し、浸透度や資格者確保の見込みについてのアンケート調査を実施(平成21年2月～3月 構造約8,000、設備約2,000事務所)

⑥ 『法適合確認に際して行う記名・押印等について／構造設計図書・設備設計図書に関する留意事項について(運用解説版)』を、一般社団法人 新・建築士制度普及協会において作成

＜今後の取組み＞

- ・法適合確認業務の実態について、建築士事務所に対するアンケート調査を実施中
- ・都道府県の建築関係団体において、構造／設備技術者に対する技術水準向上のための講習会を実施

(4) 業務報酬基準の見直し等

- ① 設計・工事監理等における標準的な業務量の実態調査結果を踏まえ、業務報酬基準(告示)を改定し、公布(平成21年1月7日)
- ② 平成21年1～2月に全国7都市で関係団体による業務報酬基準に関する建築士向け講習会を実施 [15回、4,766名]
受講内容はインターネット上で配信(～現在) 41,178アクセス (平成22年9月30日時点)]
- ③ 工事監理ガイドラインを策定(平成21年9月1日)
- ④ 公共発注担当者向け業務報酬基準等講習会を実施(平成21年9月～11月) [20回]
及び業務報酬基準・工事監理ガイドライン講習会を実施(平成21年10月～12月) [全47都道府県 計57回]
- ⑤ 業務報酬基準(改定)の活用状況について実態調査を実施し、活用事例・問題点等を取りまとめ(平成22年3月)

(5) 法定講習の受講促進等

- ① 登録講習機関登録数 8 機関 (平成22年9月1日時点)
{ 建築技術教育普及センター、総合資格学院法定講習センター、日建学院、建築家教育推進機構、住宅福祉サービス
ビューローベリタスジャパン、NPO法人 東京土建ATEC、NPO法人 埼玉土建建築支援センター }
- ② 管理建築士講習修了者数 88,538名、定期講習修了者数 87,153名 (平成22年6月30日時点)
[改正士法施行経過措置における受講期限：管理 平成23年11月27日、定期(初回)平成24年3月31日]
- ③ 受講促進のためのハガキ・講習機関及び開催日程案内・注意喚起文等を、新・建築士制度普及協会を通じて、全ての建築士事務所(約12万4千事務所)に送付(H21年11月(葉書)、H22年3月(封書)の計2回)

＜今後の取組み＞

- ・引き続き受講促進のための周知、注意喚起等を実施
- ・受講促進月間等を設けるなど関係機関と連携した受講促進のための取組みを実施予定

3 建築基準法の一部改正概要及び施行状況

建築基準法・建築士法等の改正について (平成18年6月21日公布)

目的

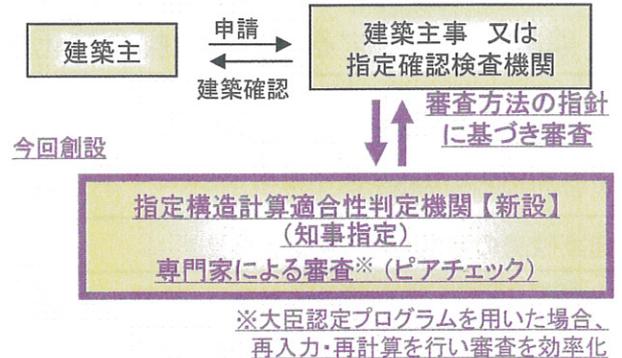
耐震偽装事件の再発を防止し、法令遵守を徹底することにより、建築物の安全性に対する国民の信頼を回復

建築基準法・建築士法等の改正の概要

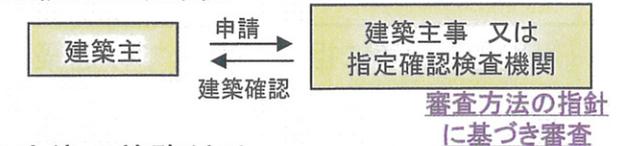
1. 建築確認・検査の厳格化

- ◆ 一定の高さ以上等の建築物※について指定機関による構造計算審査の義務付け
 - ※木造：高さ13m超又は軒の高さ9m超
 - 鉄筋コンクリート造：高さ20m超等 等
- ・ 指定機関は審査に要する費用を建築主事又は指定確認検査機関に請求
⇒ 確認手数料の引上げが必要
- ◆ 建築確認の審査方法及び中間検査、完了検査の検査方法の指針の策定及び公表
⇒ 指針に基づく厳格な審査、検査の実施
- ◆ 建築確認の審査期間の延長
21日→35日 (最大70日まで延長可)
- ◆ 3階建て以上の共同住宅について中間検査を法律で義務付け

<一定の高さ以上等の建築物>

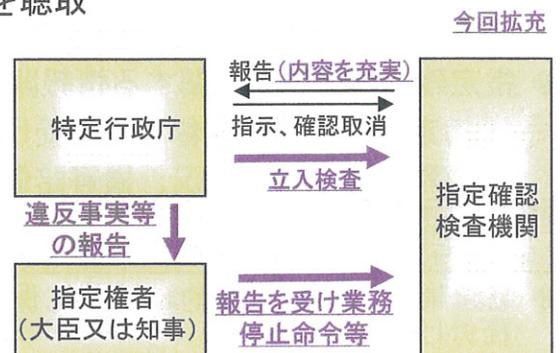


<上記以外の建築物>



2. 指定確認検査機関の業務の適正化

- ◆ 指定要件の強化 (損害賠償能力、公正中立要件、人員体制等)
- ◆ 指定取消し、建築基準適合判定資格者の登録取消し等の後、指定を受けられない期間の延長 2年間→5年間
- ◆ 指定に当たって業務区域内の特定行政庁の意見を聴取
- ◆ 特定行政庁による指導監督の強化
 - ・ 特定行政庁に立入検査権限を付与
 - ・ 指定確認検査機関に不正行為があった場合、特定行政庁からの報告に基づき、指定権者による業務停止命令等の実施
 - ・ 確認審査報告書等の作成及び当該報告書等の特定行政庁への提出を義務付け



3. 図書保存の義務付け等

- ◆ 特定行政庁に対して、図書の保存を義務付け
- ◆ 指定確認検査機関及び建築士事務所の図書保存期間の延長 (省令事項)

4. 建築士等の業務の適正化及び罰則の強化

◆ 建築士等の業務の適正化

- ・ 建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合におけるその旨の証明書交付を義務付け
- ・ 建築士による名義貸し、違反行為の指示、信用失墜行為の禁止を法定し、これらの違反者に対する処分を強化
- ・ 設計・工事監理の下請け契約締結時に書面の交付を義務付け
- ・ 建築士事務所の開設者による名義貸しの禁止

◆ 建築士等に対する罰則の大幅な強化

違反内容	改正前	改正後
耐震基準など重大な実体違反(建築基準法)	罰金50万円	懲役3年/罰金300万円 (法人の場合罰金1億円)
建築確認の手続違反(建築基準法)	罰金50万円	懲役1年/罰金100万円
建築士・建築士事務所の名義貸し、建築士による構造安全性の虚偽証明(建築士法)	なし	懲役1年/罰金100万円
不動産取引の際に重要事項の不実告知等(宅建業法)	懲役1年/罰金50万円	懲役2年/罰金300万円 (法人の場合罰金1億円)

◆ 確認申請書等に担当した全ての建築士の氏名等の記載を義務付け (省令事項)

◆ 建築士の免許取消し後、免許を与えない期間の延長 2年間 → 5年間 (建築基準法違反により罰金刑を受けた者等については更なる延長可能)

◆ 建築士事務所の登録取消し後、登録を受け付けない期間の延長 2年間 → 5年間

5. 建築士、建築士事務所及び指定確認検査機関の情報開示

◆ 建築士及び建築士事務所に関する情報開示の徹底

- ・ 国土交通大臣、都道府県知事からの処分を受けた建築士の氏名及び建築士事務所の名称等を公表
- ・ 建築士事務所に所属するすべての建築士の氏名、業務実績等を毎年度知事に報告、都道府県知事によるこれらに係る書類の閲覧を義務付け

◆ 指定確認検査機関に関する情報開示の徹底

- ・ 指定権者からの監督命令を受けた指定確認検査機関の名称等を公表
- ・ 業務実績、財務状況、損害賠償能力に関する情報等に係る書類の閲覧を義務付け

6. 住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示

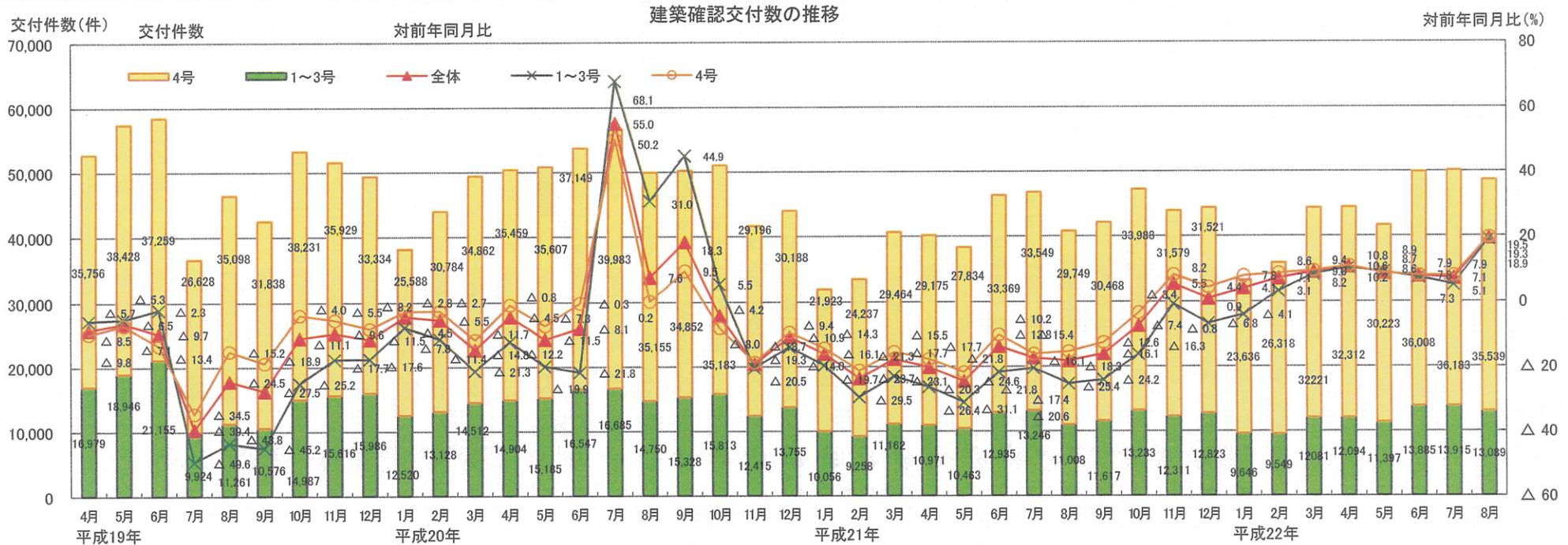
◆ 宅建業者に対し、契約締結前に保険加入の有無等について相手方に説明することを義務付け

◆ 宅建業者、一戸建て住宅等の工事請負業者に対し、契約締結時に加入している保険等の内容を記載した書面を買主に交付することを義務付け

7. 施行期日等

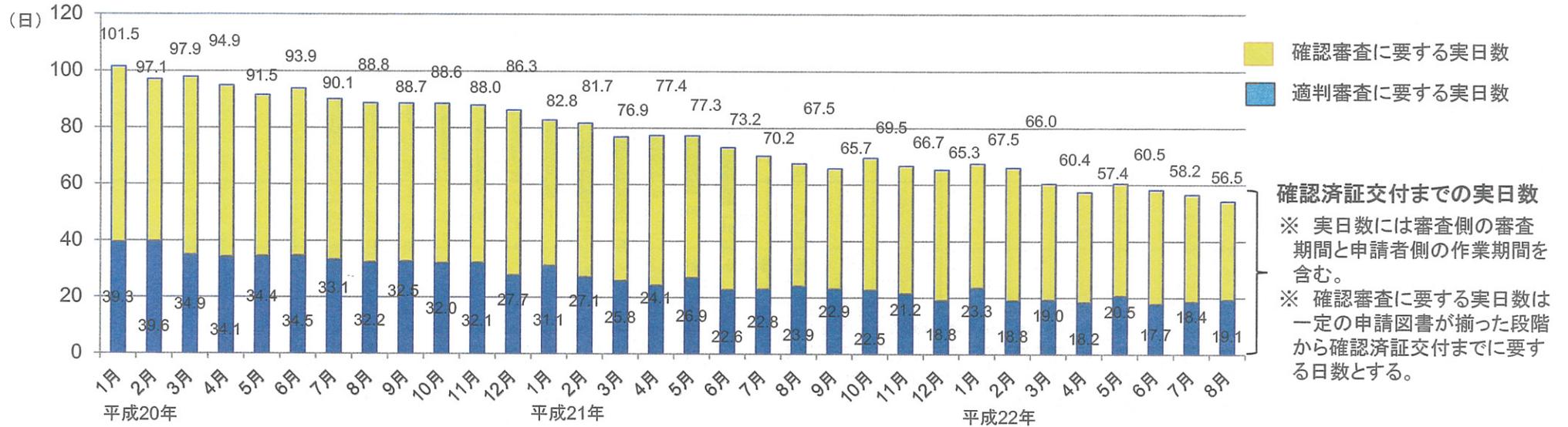
◆ 平成18年6月14日法案可決・成立、6月21日公布。建築基準法・建築士法は平成19年6月20日施行、建設業法・宅地建物取引業法は平成18年12月20日施行。

建築確認交付件数等の推移

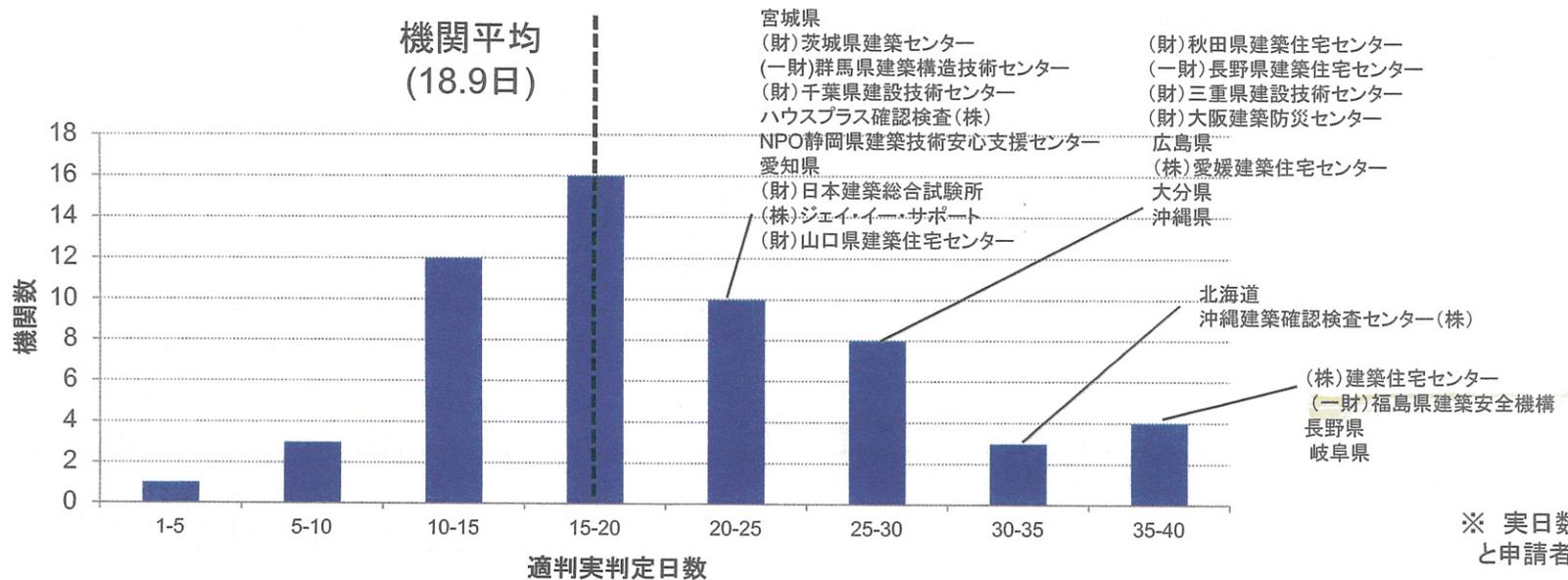


適判対象物件に係る審査の状況

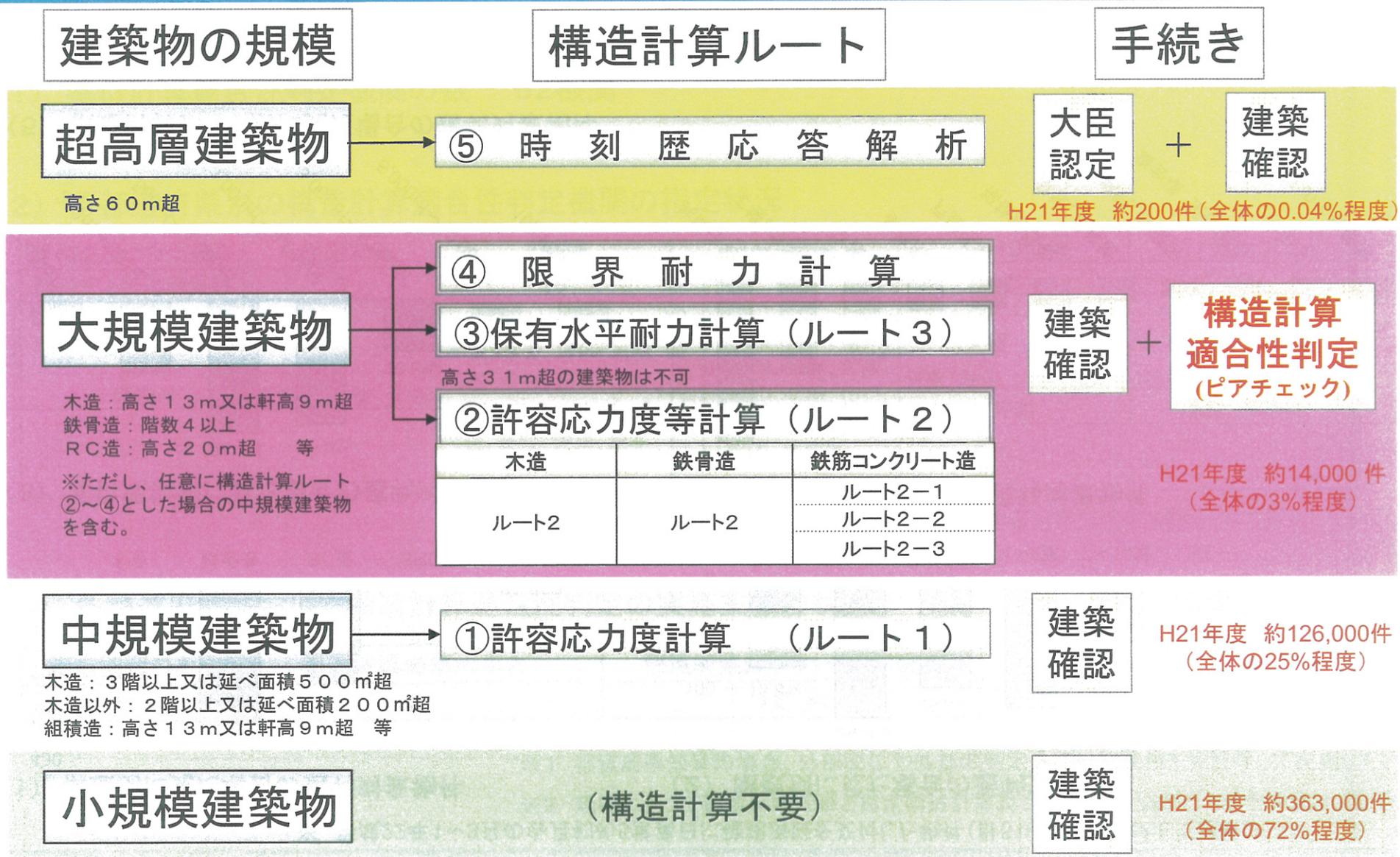
(1) 確認審査及び適判審査に要する実日数 ※ 平成22年1~8月の各月初めの5営業日に確認済証を交付した適判対象物件を対象に分析。



(2) 適判機関別の審査に要している平均実日数 ※ 平成22年8月の構造計算適合性判定に要した日数調査をもとに分析。



構造計算ルートとピアチェックの関係

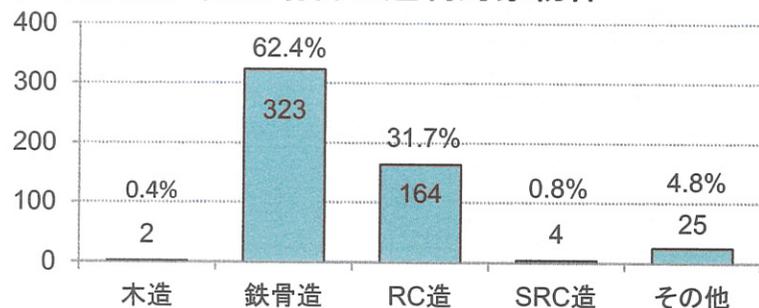


※平成21年度の建築確認の件数は約503,300件
 ※件数には計画変更に係るものを含んでいな

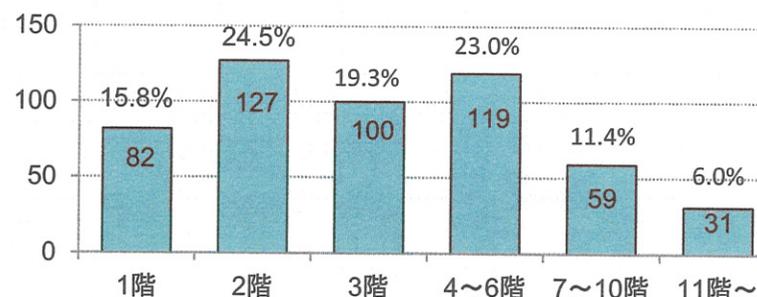
適判対象物件の実態

※ 平成22年1～3月の各月初め5営業日に確認済証を交付した物件(計518件)を対象として分析。

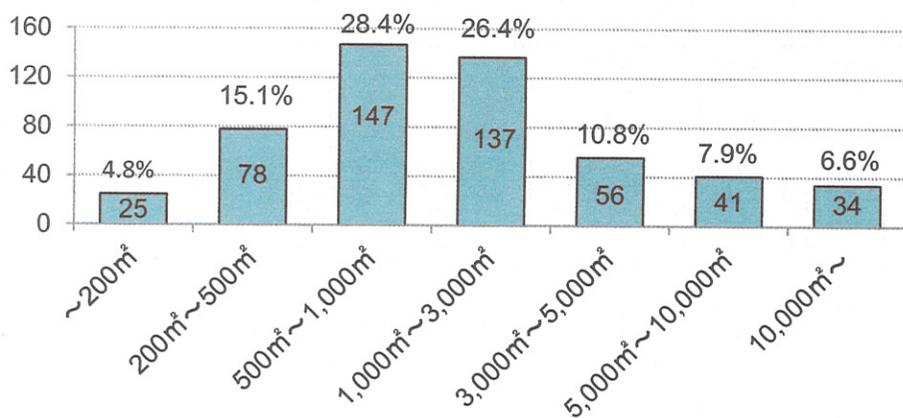
(1) 構造別に見た場合の適判対象物件



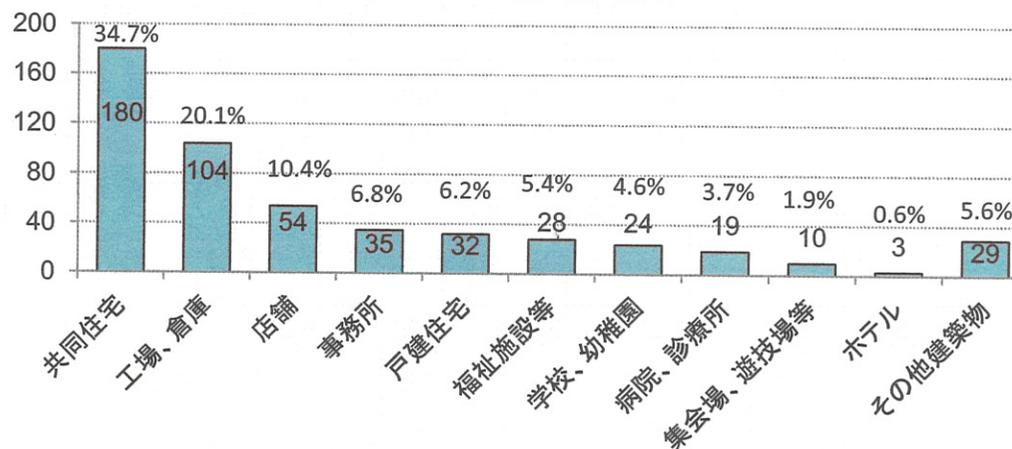
(2) 階数別に見た場合の適判対象物件



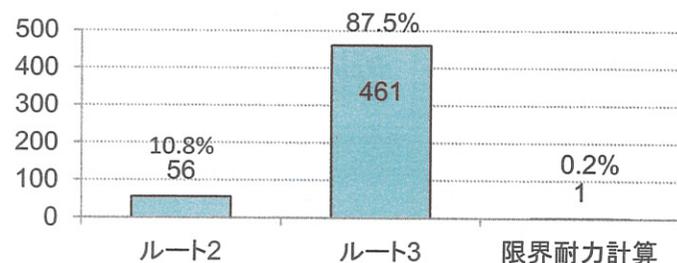
(3) 面積規模別に見た場合の適判対象物件



(4) 用途別に見た場合の適判対象物件



(5) 構造計算ルート別に見た場合の適判対象物件



構造計算適合性判定機関の業務実施状況(H22.10.7時点)

(1) 構造計算適合性判定機関の数 62機関

(2) 各都道府県別の構造計算適合性判定機関の指定状況

適判機関の指定数※	1機関のみ	2機関	3~5機関	5~10機関	11機関以上	計
該当する都道府県数	3	15	18	5	6	47
備考	北海道、佐賀、大分	千葉、新潟、石川、長野、静岡、愛知、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、高知、愛媛、熊本	岩手、茨城、富山、福井、山梨、岐阜、三重、大阪、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、福岡、長崎、宮崎、鹿児島	青森、秋田、山形、栃木、沖縄	宮城、福島、群馬、埼玉、東京、神奈川	

※都道府県知事自らが行っている場合は、当該都道府県知事を1機関として算入している。

(3) 各都道府県における構造計算適合性判定の実施主体の状況

指定機関のみ	都道府県知事※1のみ	都道府県知事※1+指定機関
33	2	12 ※2

※1 都道府県知事の場合、外部団体や外部の判定員に一部業務を委託等して実施している。

※2 規模によって都道府県知事と指定構造計算適合性判定機関が行う場合を分けている。

- 平成19年9月 建築確認手続きの円滑化に実効性の高い事項について技術的助言を通知(指定構造計算適合性判定機関等の緊密な連携による運用の情報共有化)
指定構造計算適合性判定機関に対する技術的支援(判定支援ネットワークを設置)
- 12月 構造計算適合性判定機関の業務の効率化(通知)
(判定員1名で判定可能な範囲の明確化、事前相談の積極的実施、申請者と指定構造計算適合性判定機関との連絡調整の円滑化、判定員の確保、新たな指定構造計算適合性判定機関の指定の検討、確認機関から指定構造計算適合性判定機関に対する審査日程等の事前通知)
- 平成20年2月 建築確認手続きの円滑化に向けた取組の強化・継続等について通知
- 9月 建築確認手続きの円滑化に向けた取組の継続について通知
- 10～11月 全ての都道府県及び構造計算適合性判定機関を対象に、迅速かつ的確な判定業務の実施を図るよう、国土交通省がヒアリングを行い、個別に要請
(判定に係るバラツキの是正、判定の迅速化、事前相談、判定員の早期徹底、質疑書の申請者等への早期伝達、質疑書に対する回答内容の事前調整、ヒアリングの積極的実施、複数の判定機関の活用等)
- 11月 建築確認手続きの円滑化に向けた取組の継続について通知
- 平成22年6月 建築確認手続き等の運用改善
(確認審査と構造計算適合性判定審査の並行審査)

建築確認手続き等の運用改善の主な内容

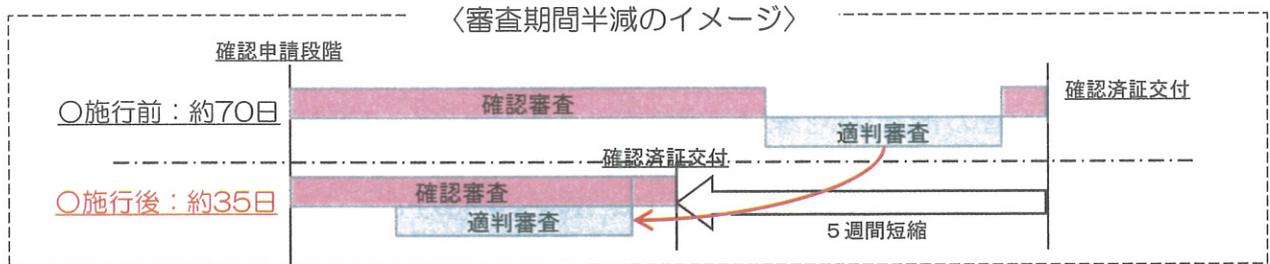
< 確認審査の迅速化関係 >

○審査方法の運用改善を行うとともに、特定行政庁及び指定確認検査機関が、構造計算適合性判定（以下「適判」）を要する物件について、**現在の確認審査期間（約70日※）の半減**を目指して取り組みを実施します。 ※サンプル調査による平成21年7月から12月までの確認済証交付までに要した実日数の平均

①確認審査と適判審査の並行審査の実施

（施行前）確認審査後に適判審査を行う直列型の審査

（施行後）確認審査と適判審査を同時に行う並行型の審査を可能に



②確認申請後の図書の補正の対象の拡大

（施行前）誤記・記載漏れ等に補正を限定

（施行後）審査側の指摘による図面や構造計算書の補正も可能に

○工事着手後の計画変更に係る手続きを簡便化し、円滑な工事実施を可能とします。

①変更確認を要しない「軽微な変更」の対象の拡大

（施行前）建築基準関係規定に適合していても安全上の危険度等が高くなる変更は対象外

（施行後）「建築基準関係規定に適合することが明らかな一定の変更」に拡大

例えば、着工後の床の開口部（グリーストラップ等）の位置の変更等も対象に

②大臣認定変更手続きの迅速化

超高層建築物等の構造計算や避難安全検証法等に係る大臣認定の変更手続きについて、**迅速化を図ります。**（施行後）現在の審査期間を半減

< 申請図書の簡素化関係 >

○以下により申請図書の大幅な簡素化を図ります。

（施行後）高層マンションの場合、申請時点での図書は1/4削減、審査終了時点での図書は半減

①構造計算概要書の廃止

（施行前）構造計算書＋構造計算概要書 → （施行後）構造計算書のみ

②建築設備に係る確認申請図書の簡素化

（施行後）排水トラップや非常用照明設備等に係る構造詳細図の提出が不要に

③建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略

（施行後）建築材料等の大臣認定書のデータベース化により、大臣認定書の提出が不要に

建築確認手続き等の運用改善について

1. 経緯

建築確認審査の迅速化、申請図書の簡素化、厳罰化の観点から、制度の見直しの検討を行うため、実務者や関係団体から幅広く意見聴取を行ってきたところではありますが、以下のとおり建築確認手続き等の運用改善の方針をとりまとめました。建築基準法施行規則及び関係告示等の改正については、3月29日に公布をし、6月1日に施行したところです。

2. 運用改善の概要

<確認審査の迅速化関係>

1. 確認申請図書の補正の対象の拡大等（告示改正）

⇒ 確認申請図書の補正の対象は、軽微な不備（誤記、記載漏れ等）とされているが、これを不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるもの）とする。また、補正にあたっては、適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付や確認審査報告書の特定行政庁への報告を不要とする。

2. 確認審査と構造計算適合性判定審査の並行審査を可能とする見直し（告示改正）

⇒ 構造に係る確認審査後に構造計算適合性判定を求めることとされているが、当該確認審査を終える前においても、構造計算適合性判定を求めることができることとする。

3. 確認審査等の報告に係るチェックリスト告示の簡素化（告示改正）

⇒ 指定確認検査機関が確認済証等を交付した後に特定行政庁へ提出するチェックリストを大幅に簡素化する（項目を約9割減とする）。

4. 「軽微な変更」の対象の拡大（規則改正・技術的助言等）

⇒ 計画の変更に係る確認を要しない「軽微な変更」の対象は、安全上の危険の度等が高くない一定の変更とされているが、これを建築基準関係規定に適合することが明らかな一定の変更とする。

また、「軽微な変更」の適用可能な具体事例を提示し、運用の徹底を図る。

5. 大臣認定変更手続きの迅速化

⇒ 超高層建築物等の構造計算や避難安全検証法等に係る大臣認定の変更手続きについて、迅速化を図る。

6. 審査期間短縮及び審査バラツキの是正（技術的助言等）

⇒ 構造計算適合性判定の対象物件については、現在の審査期間（約70日※）の半減を目指し、審査期間短縮に係る目標を設定するとともに、取組方針及び公表方法を「建築行政マネジメント計画」（仮称）の策定指針として発出する。

また、各機関に苦情窓口の設置とそれを通じた審査のバラツキ把握及び審査員への指導等の取組みを要請する。

※サンプル調査による平成21年7月から12月までの確認済証交付までに要した実日数の平均

<申請図書の簡素化関係>

1. 構造計算概要書の廃止（規則、告示改正）

⇒ 確認申請図書のうち、構造計算概要書を廃止する。

2. 建築設備に係る確認申請図書の簡素化（規則、告示改正等）

- (1) 非常用照明装置に係る技術的基準の見直しを行うとともに、非常用照明装置の構造詳細図を提出不要とする。
- (2) 水洗便所の構造詳細図を提出不要とする。
- (3) 排水のための配管設備に係る技術的基準の見直しを行うとともに、排水トラップの構造に係る構造詳細図を提出不要とするなど、配管設備に係る図書の簡素化を行う。
- (4) 換気設備の構造詳細図を簡素化する。

3. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略（技術的助言等）

⇒ 建築材料（防火材料、シックハウス建材）、防耐火構造、防火設備、区画貫通の管及び遮音構造について大臣認定データベースの登録を義務化することにより、審査側が大臣認定書を参照できる環境を整備し、確認申請における大臣認定書の写しの添付の省略を技術的助言等により徹底する。

<厳罰化関係>

1. 違反設計等への処分の徹底

⇒ 「建築行政マネジメント計画」（仮称）の策定指針に、中間・完了検査の徹底、違反建築物対策の推進を盛り込み、違反設計等への処分を徹底する。

2. 広範なサンプル調査を実施

⇒ 違反建築物対策を推進するため、広範なサンプル調査を実施する。

<その他関係>

1. 小規模な木造戸建て住宅等（4号建築物）に係る確認・検査の特例について、当分の間継続する。
2. 既存不適格建築物の増改築に係る特例の見直し（平成21年国土交通省告示第891号等）について、周知徹底を図る。
3. 住宅性能評価及び長期優良住宅の認定についても申請図書の簡素化を図る。（規則、告示改正等）

建築確認手続き等の運用改善の施行状況に係る特定行政庁・指定確認検査機関への調査結果概要

平成22年8月17日～8月27日において、全特定行政庁(443)、全指定確認検査機関(125)を対象に、建築確認手続き等の運用改善の施行状況についての調査を実施。調査結果の概要は以下のとおり。

運用改善の内容	実施内容	特定行政庁+指定確認検査機関											
		(568)	特定行政庁 (443)						指定確認検査機関 (125)				
			都道府県 (47)	法第4条第1項 設置市 (81)	法第4条第2項 設置市 (139)	法第97条の2 設置市 (限定特定行政庁) (153)	特別区 (法第97条の3) (23)	国土交通大臣指定 確認検査機関 (21)	地方整備局長指定 確認検査機関 (35)	都道府県知事指定 確認検査機関 (69)			
<1> 補正等の書面及び法定通知(適合するかどうかを決定できない旨の通知書)について	4号建築物以外の建築物について補正等の書面を交付する前に法定通知を行ったケースがある。	109	93	22	26	38	-	7	16	3	6	7	
		26% ※1	32% ※1	47%	32%	27%	-	30%	13%	14%	17%	10%	
<2> 確認審査と構造計算適合性判定の並行審査の実施状況	以下の①又は② ①確認審査と適判の並行審査を既に実施している。 ②未だ実績はないが実施することとしている。	283	217	39	58	107	-	13	66	13	18	35	
		71% ※3	75% ※1	83%	72%	77%	-	57%	62% ※2	62%	51%	69% ※2	
	上記の①のみ	180	137	33	42	55	-	7	43	11	12	20	
		45% ※3	47% ※1	70%	52%	40%	-	30%	40% ※2	52%	34%	39% ※2	
<3> 確認審査と消防同意手続きの並行審査の実施状況	確認審査と消防同意の並行審査を実施している。	306	252	31	50	92	78	1	54	8	15	31	
		54%	57%	66%	62%	66%	51%	4%	43%	38%	43%	45%	
<4> 軽微な変更の取扱い状況	軽微な変更の適用に係る申請者との事前相談を実施している。	507	385	45	74	121	122	23	122	21	33	68	
		89%	87%	96%	91%	87%	80%	100%	98%	100%	94%	99%	
<5> 申請図書の簡素化の状況 ①大臣認定データベースの利用状況について	確認審査において大臣認定DBを活用している。	360	285	39	59	87	86	14	75	14	26	35	
		63%	64%	83%	73%	63%	56%	61%	60%	67%	74%	51%	
<5> 申請図書の簡素化の状況 ②構造計算概要書の取扱いについて	構造計算概要書の提出を求めている。	554	435	45	78	136	153	23	119	18	33	68	
		98%	98%	96%	96%	98%	100%	100%	95%	86%	94%	99%	

※1 母数から法第97条の2設置市の数を除いている。

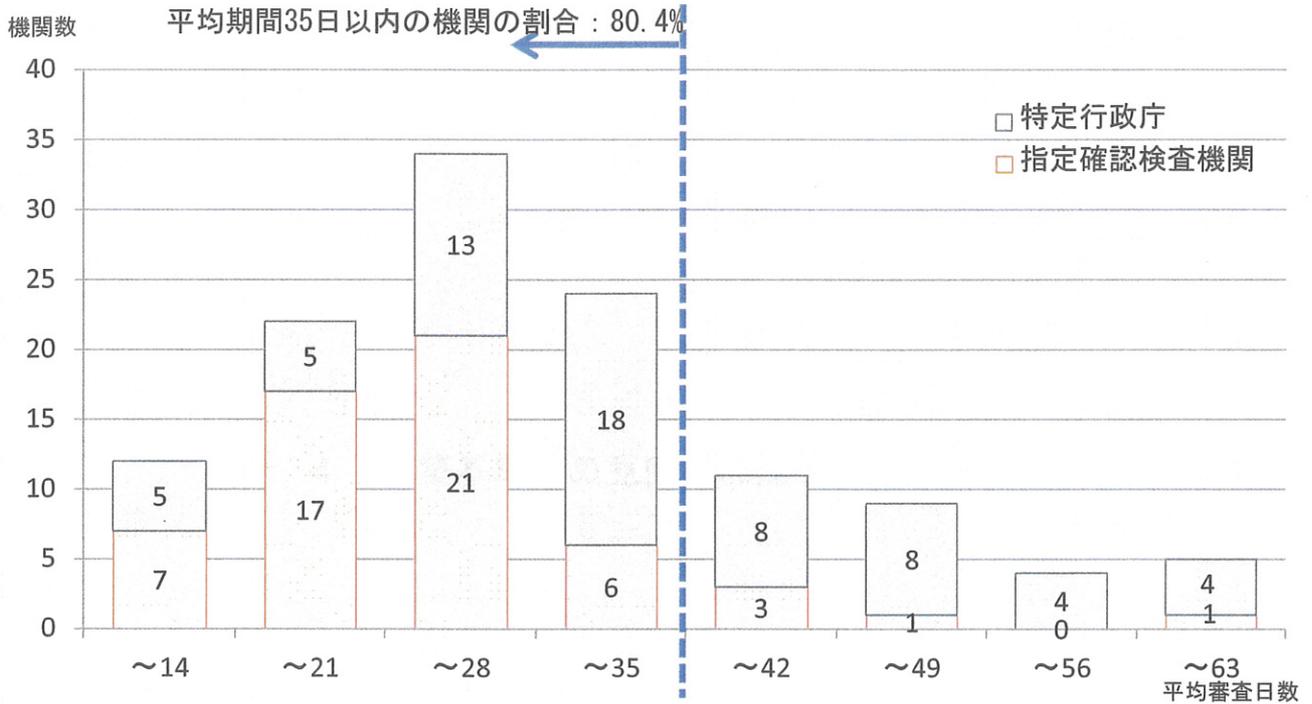
※2 母数から適判対象物件を業務対象としていない確認検査機関の数を除いている。

※3 母数から法第97条の2設置市の数及び適判対象物件を業務対象としていない確認検査機関の数を除いている。

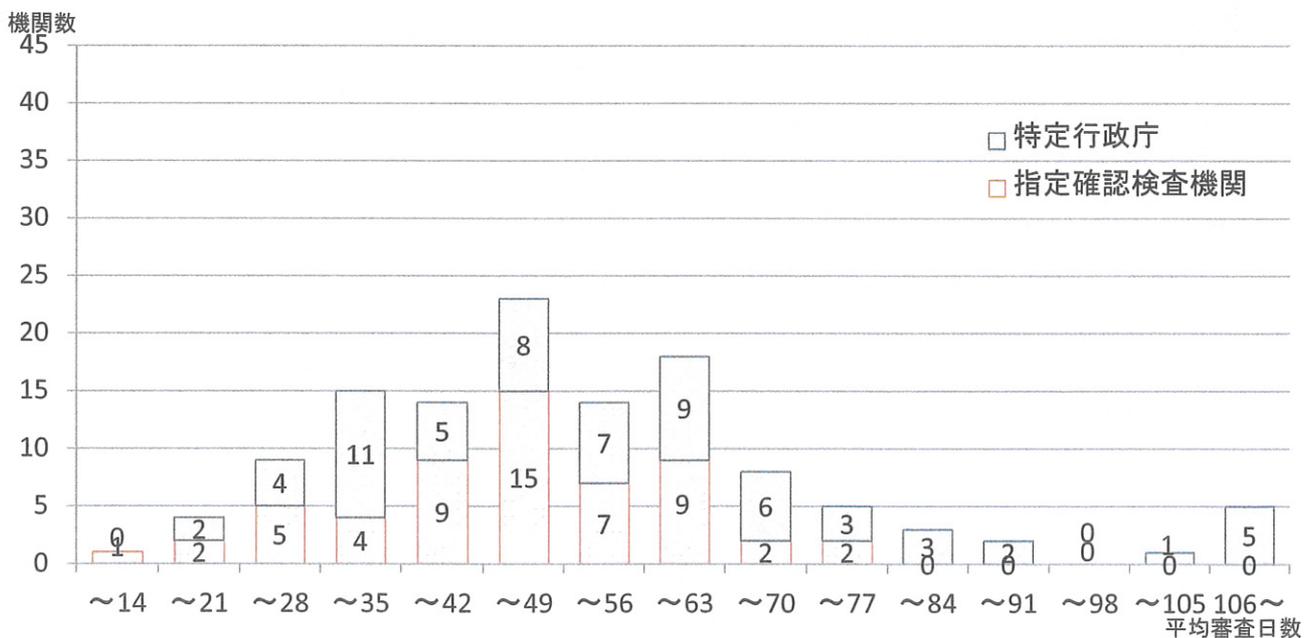
構造計算適合性判定を要する物件に係る確認審査日数(平成22年8月分※)

※平成22年6月1日以降に確認申請受付を行い、平成22年8月中に確認済証を交付した物件が対象(法定通知を発出した物件を除く)

○機関毎の平均審査日数の分布



(参考) 事前相談も含めた平均審査日数の分布



4 建築基準法の見直しに関する検討会

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(H22.9.10閣議決定)【抄】

Ⅲ. 緊急的な対応の具体策

5. 日本を元気にする規制改革100

別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
＜都市再生・住宅＞				
2	建築確認申請・申請手続の迅速化	建築確認・審査手続の簡素化等について、「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、 <u>必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる。</u>	平成22年度中検討・結論、可能な限り早期に措置	国土交通省

新成長戦略(H22.6.18閣議決定)【抄】

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

Ⅳ. 13. 中古住宅・リフォーム市場の倍増等

さらに、建築基準法の見直し…を図る。これにより、新たな成長産業としての住宅市場の活性化を図る。

(別表)「成長戦略実行計画(工程表)」

Ⅳ 観光・地域活性化戦略 ～ストック重視の住宅政策への転換～

(3) 内需主導の経済成長を実現するための住宅・不動産市場の活性化の促進

早期実施事項 (2010年度に実施する事項)	2011年度に実施すべき事項
建築確認審査の迅速化等市場活性化のための <u>建築基準法の見直しの検討</u>	<u>建築基準法の改正</u>

建築基準法の見直しに関する検討会

設置目的

建築基準法等に基づく制度のあり方についての検討を進めるため、国土交通省に「建築基準法の見直しに関する検討会」を設置する。

検討テーマ

以下の内容について討議を行い、必要な制度見直しの方向等について検討する。

- ①構造計算適合性判定制度の対象範囲 ②建築確認審査に係る法定期間 ③厳罰化 ④その他

検討会の進め方

議事は公開するほか、資料及び議事内容については、座長確認の上、国土交通省ホームページにて公開。

スケジュール

- 3月8日：第1回
- 4月1日～8月5日：第2～9回
- 9月13日：第10回（中間とりまとめ案を審議）
- 10月19日に第11回目を開催

新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策(H22.9.10)【抄】

建築確認・審査手続の簡素化等について、「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる。

委員（計25名）

【座長】

深尾 精一 首都大学東京 都市環境学部都市環境学科教授

【委員】（五十音順）

- | | |
|--------|--|
| 秋山 一美 | (社) 住宅生産団体連合会建築規制合理化委員会委員長 |
| 浅田 行則 | 大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長 |
| 岡和田喜久雄 | (株) 都市居住評価センター構造適合性判定事業部構造適合性判定部長 |
| 尾島 勲 | (社) 日本設備設計事務所協会会長 |
| 乗松昭一郎 | 福岡県建築都市部建築指導課長 |
| 木原 碩美 | (社) 日本建築構造技術者協会会長 |
| 来海 忠男 | (株) プランテック総合計画事務所代表取締役所長 |
| 久保 哲夫 | 東京大学工学系大学院研究科建築学専攻教授 |
| 桑原 耕司 | 建築基準法再改正を実現する会代表 |
| 齋藤 拓生 | 弁護士・日弁連消費者問題委員会土地住宅部会幹事 |
| 櫻井 敬子 | 学習院大学法学部教授 |
| 重田 尚宏 | 全国建設労働組合総連合東京都連合会東京土建一般労働組合渋谷支部
住まいと建築の設計者連絡会会長 |
| 鈴木 祥之 | 立命館大学 立命館グローバル・イノベーション研究機構教授 |
| 角 秀洋 | (社) 日本損害保険協会業務部会委員 |
| 高野 雅司 | 日本ERI(株)確認検査本部顧問 |
| 谷合 周三 | 弁護士・欠陥住宅関東ネット事務局長 |
| 東條 隆郎 | (社) 日本建築家協会副会長 |
| 橋爪 啓文 | パナソニック(株)本社施設管財グループチームリーダー |
| 細澤 治 | (社) 建築業協会生産委員会設計部会構造分科会委員 |
| 牧村 功 | (社) 建築設備技術者協会企画・広報委員長 |
| 三栖 邦博 | (社) 日本建築士事務所協会連合会会長 |
| 峰政 克義 | (社) 日本建築士会連合会副会長 |
| 山本 利徳 | 旭化成エンジニアリング(株)エンジニアリングセンター土木建築部長 |
| 脇出 一郎 | 横浜市建築局指導部建築企画課長 |

建築基準法の見直しに関する検討会とりまとめ（座長案） ～三つの検討課題に係る当面の見直し方向等～

1 はじめに

今回の検討会には、構造計算適合性判定制度、建築確認審査の法定期間、厳罰化のあり方という三つの検討課題が与えられており、それらを中心に意見交換を進めてきた。検討の過程で、これら三つの検討課題の他にも、現在の建築基準法および関連法令に関する意見が多数述べられたため、本とりまとめ案は、三つの課題を中心に検討結果をまとめたが、それ以外の課題に関する意見および討議についても記述した。

2 三つの課題に係る当面の見直し方向等

与えられた三つの課題については、かなりの時間をかけて検討を進め、多くの意見が出されたが、それらを要約すると、次のようになる。

(1) 構造計算適合性判定制度のあり方について

① 構造計算適合性判定制度の対象範囲について

構造計算適合性判定制度の対象範囲については、見直す必要はないという慎重意見が複数の委員より提起される一方で、

- ・構造設計一級建築士が関与した場合に不要とすること
- ・自ら完成後の建築物を使用する予定の建築主が同意する場合に不要とすること
- ・一定の条件を満たす場合に不要とする代わりにサンプル調査を実施すること
- ・対象とならない建築物の規模等の範囲を拡大すること
- ・比較的容易な構造計算による場合は不要とすること

など、多様な見直し提案がなされた。

このうち、設計者側において構造設計一級建築士が関与したことをもって不要とすることについては、第三者の目から設計行為に不適合な点がないかを確認する制度の趣旨からして合理的でないとの指摘や、構造設計一級建築士が関与した場合でも構造耐力不足の確認申請図書等が実態として存在しているとの指摘がなされた。

また、自ら完成後の建築物を使用する予定の建築主が同意する場合に不要とすることについては、自己所有であっても転売、賃貸等により第三者が使用する可能性があることや周囲への影響を考慮する必要があることなどの指摘がなされた。このように規制の適用を建物の所有・使用形態により区分する提案に関しては、建築物の構造、設備等に関する最低基準を定めている現行の建築基準法のあり方まで遡っての検討が本来必要であると考えられる。

サンプル調査とすることについては、前提として大方問題がない実態があるべきで、そのような現状にないのではないかと指摘がなされた。

対象とする建築物の規模等の範囲に関する見直しについては、エンドユーザーに安全な建物が提供されるよう、慎重に検討すべきとの意見や、構造計算ルートの設定や構造計算適合性判定の適用に係る建築物の高さ等を含む規模の区分について議論が必要との指摘があった。

比較的容易な構造計算による場合は構造計算適合性判定を不要とすることについては、もともと構造計算適合性判定制度が建築主事等の人員・技術力等に限界がある中で高度な構造計算について計算過程等の詳細な審査を行うことが困難であることから導入されたという主旨に鑑み、審査側に要求される審査能力を踏まえて対象範囲を見直す必要性を議論すべきであるとの指摘がなされた。

このため、行政庁における審査実態に関するヒアリング調査を急遽実施したところ、高度な構造計算ルート（限界耐力計算、保有水平耐力計算（ルート3）、柱よりも梁の降伏が先行することを確認する許容応力度等計算（ルート2-3））については審査が難しい場合が多く、それ以外の構造計算ルートの場合には不整形な建物等工学的判断を要する建築物について、行政庁によっては審査が難しいことが判明した。

さらに、構造計算適合性判定の対象となる構造計算ルートを避ける結果として、柱・壁が多い不経済な設計が増えていることが指摘されており、このような弊害を低減するためにも、実務者を交えた技術的検討を行う体制を早急に整備し、高度な審査能力を要しない場合等、建築主事等において審査が可能であるため構造計算適合性判定を不要とすることが可能な範囲について精査することが求められた。

以上を踏まえ、構造計算適合性判定の適用範囲に関し、各構造計算ルートの審査の難易度に対応して対象外とすることが可能な範囲等について精査を行うため、早急に技術的検討を行う委員会を設置し、当該委員会における検討結果を踏まえ、制度見直しを検討する必要があると考えられる。なお、技術的検討結果を踏まえた制度見直しに際しては、透明性の確保に配慮すべきである。

② 構造計算適合性判定制度の実施方法について

指定構造計算適合性判定機関が自ら引き受けた建築確認に係る構造計算適合性判定を行うことができるようにする所謂ワンストップ化については、推進すべきとの意見が提起される一方で、ワンストップ化による審査期間短縮効果は小さいとの指摘や、異なる組織によるダブルチェックを堅持すべきとの指摘がなされた。また、都道府県においては、建築確認と構造計算適合性判定の両方を行うことができることとされていることに鑑みれば、第三者性が確保されるような機関内での体制・実施方法や、必要な審査能力を有する人員・体制整備、審査上の役割分担の明確化等を条件に、ワンストップ化をできるようにしても良いのではないかと意見も出された。

このため、建築確認と構造計算適合性判定の審査のワンストップ化導入の是非に関しては、求められる人員・体制等の課題を精査した上で、所要の第三者性・

審査能力の確保可能性等について検証した上で判断することが望ましいと考えられる。

また、関連して、建築確認、住宅性能評価、住宅瑕疵担保責任保険の手続きのワンストップ化を図るべきとの提案や、構造計算適合性判定機関が一つしか指定されていないために審査期間が長期化することのないよう、複数機関の指定を促すべきとの指摘もなされた。

③ 構造計算適合性判定制度に関するその他の意見について

構造計算適合性判定制度に関してはこの他に

- ・エキスパンションジョイントで接続された複数の部分で構成される建築物に関し、構造的に分離された部分ごとに制度の適用対象か否かを判断すること
- ・構造計算の大臣認定プログラム制度を廃止すること
- ・伝統的構法による木造建築物は限界耐力計算による必要があるため構造計算適合性判定制度の対象となってしまう一方で、そもそも限界耐力計算に対する審査が困難と回答する行政庁が多いなど様々な問題があり、対応を図る必要があるなどの提案がなされた。

このうち、第一点目に関しては賛同する旨の意見が多数の委員から提起された。構造計算適合性判定に関しては、エキスパンションジョイントで接続された複数の部分から構成される建築物の取扱いの見直しも検討する必要があると考えられる。

第二点目に関してはプログラムは必要ないとする意見が多く出されたが、制度を存続させることによる実質的な問題点は必ずしも明らかではなかった。

また、第三点目の伝統的構法に関しては、既に「伝統的構法の設計法作成及び性能検証実験」検討委員会において実大振動台実験や簡易設計法等について検討が進められており、同委員会における検討成果を踏まえ、必要な措置を検討すべきである。

(2) 建築確認審査の法定期間について

建築主事が行う建築確認審査に適用される法定期間については、構造計算適合性判定を要するものについても上限を 35 日とすべきであるなどの意見が複数の委員より提起される一方で、昭和 25 年の法制定時に比べ設計の複雑化が進んでいる状況や諸外国に比べ設計審査期間が短いという実態について指摘がなされた。また、最大限延長可能な期間の規定をそもそも変える必要はないのではないかとの意見も出された。

また、法定期間については審査の実態を踏まえる必要があり、平成 22 年 6 月 1 日に施行された運用改善後の実態が明らかとなった段階で検討すべきとの指摘も複数の委員よりなされた。

さらに、審査の迅速化に向けては設計図書の精度向上等設計者側の努力・資質向

上が必要であることや、建築確認審査の実態調査において設計者側から審査期間が極めて長い案件として報告されたのは建築主事が扱う物件が多いなど、行政庁によっては審査体制の整備が課題であることが指摘されるとともに、法定期間の見直しよりも各機関に目標の設定や実績を開示させることの方が迅速化を促すこととなり効果的との指摘があった。

したがって、建築確認審査の法定期間の短縮については、平成 22 年 6 月の運用改善後の実態等を踏まえ検討するとともに、審査の迅速化に向けては設計者側の継続的な研鑽や審査側における迅速化に向けた取組みが促されるよう、確認審査に係る審査側の審査期間及び申請者側の作業期間の内訳を含め、確認審査に要する期間の実績を開示する仕組みの導入等を検討すべきである。

(3) 厳罰化について

厳罰化については、性善説に立ち設計側に対するチェックを緩和するのであれば信頼を裏切った者は、より厳罰に処すべきとの意見が提起される一方で、罰則は十分強化されているとの慎重意見や、刑事罰の強化よりも業務停止等の行政処分による制裁強化により対応すべきとの指摘が複数の委員よりなされた。

また、事後の罰則では被害者の救済に直結しないとの指摘や、効果的な行政処分による制裁があることを前提に、事前チェック機能や資格者の資質を確保する仕組みを強化することが不正防止につながり有効ではないかとの指摘もあった。

罰則（法定刑）の引き上げの是非に関しては、他制度における罰則の水準を考慮して検討する必要があると併せて、効果的な行政処分による制裁強化を通じた不正の発生防止について検討する必要があると考えられる。この場合、設計段階のみならず、施工段階も含めた、より効果的な違反防止策について検討すべきである。

(4) その他の課題について

三つの課題以外についても、関連する課題に関し意見交換が行われたが、今回は建築基準法に関する三課題を中心に検討されたため、これらの関連課題については時間等による制約もあり、必ずしも十分な制度的検討等がなされていない。したがって、引き続き検討が必要と考えられる。

関連課題に関し提起された意見の概要は以下の通りである。

① 工事監理・中間検査・完了検査に関する意見

工事監理・中間検査・完了検査を徹底する仕組みの構築が重要であるとの指摘が多くの委員からなされた。特に中間検査については、全建築物に義務付けるべきとの指摘や、地域の実情を踏まえた特定行政庁による特定工程の指定を促進すべきとの指摘や、特定行政庁毎に指定する特定工程を同一都道府県内なるべく統一すべきではないかとの指摘がなされた。

この他、中間・完了検査前にまとめて計画変更を行う等工事中の計画変更手続きを柔軟化すべきとの指摘もなされた。

② 既存不適格建築物の増改築等に関する意見

既存不適格建築物の増改築等については、既存部分の延べ面積の1/2を超える増改築についても構造規定の緩和措置の対象とすることなどを求める意見が多くの委員から出された。

また、平成19年に施行された法改正により既存不適格となってしまった新耐震基準施行以降の建築物の増改築が制約されてしまっていることが特に問題であるとの指摘もなされた。

一方で、現行の構造規定に対して既存不適格となる建築物がどの程度まで残ることを許容するのかについて社会的コンセンサスの形成がそもそも必要であるとの指摘や、緩和措置対象となる計画が構造計算適合性判定の対象とならないことは問題であるとの指摘がなされた。

さらに、増改築等が既存建築物に及ぼす影響や維持管理状態に応じた遡及適用の緩和など、優良な建築ストックが有効活用できる仕組みづくりが必要との提案もなされた。

③ 大臣認定に関する意見

平成19年施行の法改正以降、大臣認定の適用の厳格化等を図った結果として、認定件数が大幅に増大し、国土交通省側の処理能力の問題もあり、結果として当初の認定及びその後の計画変更に係る手続き期間が長期に渡っていることは問題であり、複数仕様に係る認定や軽微な変更に係る取扱いの合理化等の改善を図る必要がある旨が提起された。さらに、認定物件の改修等の際の取扱いについても合理化を図る必要性が提起された。大臣認定手続きの迅速化・簡素化・柔軟化は新技術の開発・活用の円滑化を図る上でも意義が大きいことから、制度改善等、手続きの迅速化に向け必要な措置を講じるべきであるとの指摘が多くの委員からなされた。

一方で、新技術の開発・活用の円滑化に向け、旧第38条の規定に基づく大臣認定と同様の技術認定制度の創設や民間機関の一層の活用等、建築技術の進歩を推進する仕組の整備を求める意見も提起された。

④ 設備設計に関する意見

設備設計に関し業務実態と資格制度とが乖離しているとの見解に基づき、

- 設備設計一級建築士制度において、建築設備士を活用すべき
 - 建築設備士に設計・工事監理に係る一定の業務権限を付与すべき
- などの提案がなされた。

⑤ その他の意見

上記の意見に加え、以下のような意見も提起された。

- 混構造建築物の構造計算方法を含め、建築基準法の技術基準を見直すべき
- 単体規定と集団規定との取扱いを区分すべき
- 4号建築物の構造等審査省略特例を廃止すべき
- 良質な建築物整備に向けた民間の取組みを国がルールとして積極的に取り込む(endorseする)べき

- 建築確認のみなし規定の見直し等、審査側の役割分担及び責任のあり方を検証すべき
- 構造設計一級建築士制度は廃止すべき
- 設備設計一級建築士制度は廃止すべき
- 建築士・建築士事務所について関係団体による自律的監督体制を整備すべき
- 建築士事務所法を制定すべき

3 おわりに

本検討会においては平成 22 年 3 月 8 日以来、11 回にわたり、構造計算適合性判定制度、建築確認審査の法定期間、厳罰化のあり方を中心に議論を行い、これらの検討課題に関し今後検討を行う際に考慮すべき事項等を上記の通りとりまとめた。

国土交通省には、本報告を踏まえ、技術基準検討体制の整備や制度見直しの検討などに早急に取り組むことを強く求める。

また、検討の過程で、現在の建築基準法を抜本的に見直すべきであるなど、建築基準法の現状が現在の建築設計や施工のあり方に適合していないとする意見が出された。建築に携わっている方々からは、現在の建築基準法が望ましい形にはなっていないとする声が聞かれる。さらに、建築設計技術の進歩を促進させる法規制のあり方や、既存の建築ストックの有効活用・地球環境問題対応が社会的要請となっている中での建築物の品質に関するコントロールのあり方など、建築物の質の確保を推進していく仕組みのあり方については、検討する必要があるとの意見もある。

一方で、法規制にはその継続性が求められており、現実に日々の建築設計や施工が現在の建築基準法をはじめとする法体系に基づいて行われているため、建築基準法の抜本の見直しは多くの困難を伴うことも事実である。

このような状況のもと、建築基準法を抜本的に見直すためにはどのような障壁があるのか、どのような形で検討を進めるべきか、時代の変化に合わせて、今後どのような形で見直していくのか、少なくともそのロードマップを早急に策定することが必要である。また、その際には、建築関係者のみならず、多くの英知を集めて策定すべきである。